

議案第 6 号

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正したいので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、議会の議決を求める。

平成 31 年 3 月 1 日提出
五ヶ瀬町長 原田 俊平

平成 年 月 日
五ヶ瀬町議会議長 小笠 まゆみ

災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和62年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第14条の見出し中「利率」の次に「及び保証人」を加え、同条中「据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年3パーセント」を「無利子」に改め、同条の次に次の2項を加える。

- 2 災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てなければならない。
- 3 前項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第9条の違約金を包含するものとする。

第15条中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第3項中「、保証人」を削り、「第12条」を「第11条」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例第14条及び第15条3項の規定は、この条例の施行の日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用し、同日前に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについては、なお従前の例による。